

吉川市産業振興条例 策定の進め方

1. 目的・事業概要

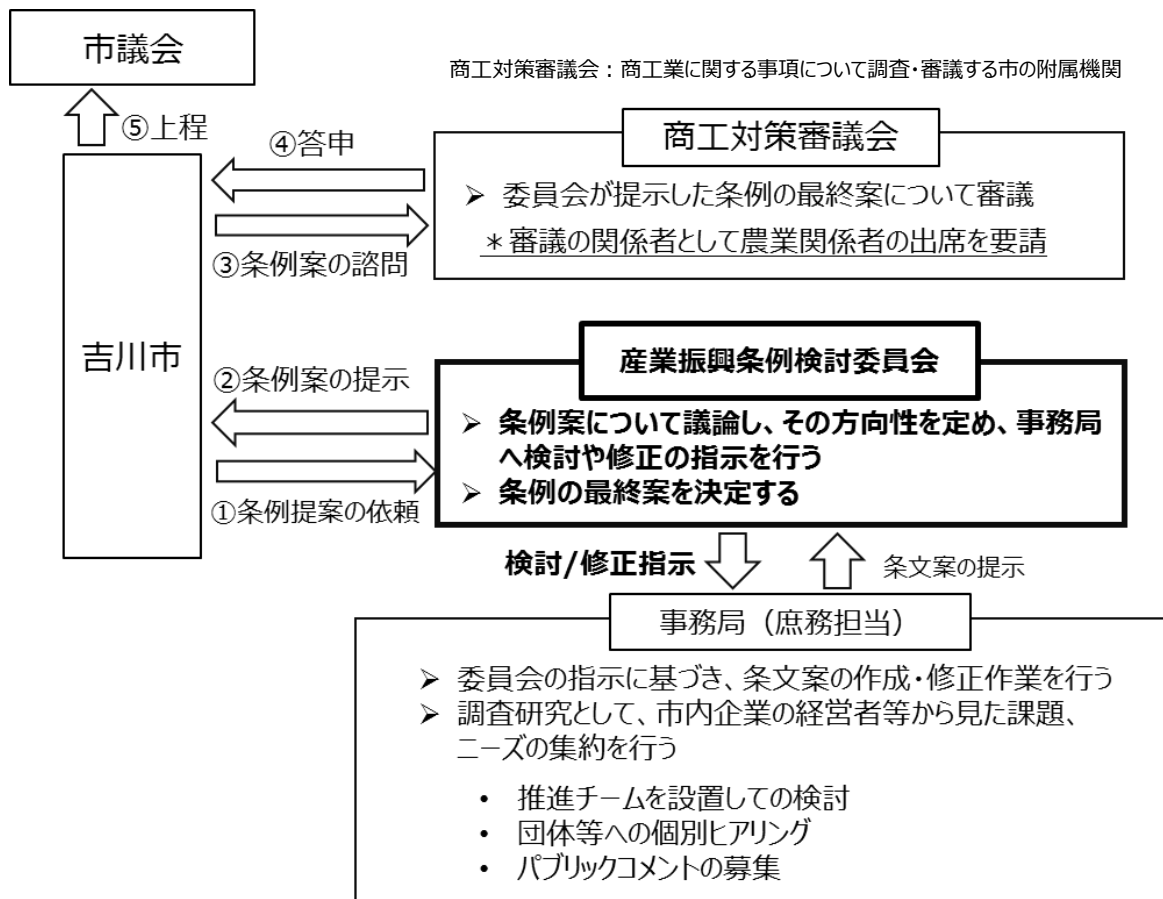
市内の産業の活力を高めることを目的とし、事業者等とも連携を図りながら、市の産業振興に関する基本理念や市の責務等を定めた産業振興条例と振興計画を作成したいと考えております。そこで、条例と振興計画の策定のため、「産業振興条例検討委員会」を設置し、産業振興の在り方についての議論を重ね、案を練っていききたいと思います。

なお、条文の素案作成や細かな修正作業等は事務局（市商工課）が取りまとめ、外部意見の聴取やパブリックコメントの募集等の庶務も事務局が実施します。条例・振興計画の最終案は商業対策審議会にて審議を図ったのち、平成 29 年度 3 月議会に上程、可決後に条例公布、平成 30 年度に施行予定です。

2. 実施概要

- 産業振興条例検討委員会での議論（計 4 回を予定）を経て条例案の検討を進め、最終案を市に提出します。事務局および庶務は商工課が担当します。
- 条文案の作成においては、必要に応じて推進チームを設置して市内企業経営者等にも参加頂いて課題の調査研究を行うほか、市内団体への個別ヒアリング等も行う予定です。
- 条文の最終案は商工対策審議会での審議を経て、平成 29 年度 3 月議会に上程し、平成 30 年 4 月 1 日の施行を目指します。

会議体構造



3. スケジュール

時期	内容
平成29年 7月	素案の作成（市商工課）
7月26日	第1回産業振興条例検討委員会
8月下旬	第2回産業振興条例検討委員会
9月中旬	第3回産業振興条例検討委員会
9月下旬	商工対策審議会への中間報告
10月	パブリックコメントの募集
11月上旬	最終案の調整
11月下旬	第4回産業振興条例検討委員会 → 最終案の確定
12月	議会の上程準備（市商工課）
平成30年 1月上旬	商工対策審議会での最終案の審議
1月中旬	議案提出
3月	3月議会
4月1日	条例施行

*現時点の予定であり、検討の経過によっては見直しの可能性があります